
	実務対応
プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて
項目	今後の検討の進め方

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2019 年 11 月 29 日に開催された第 421 回企業会計基準委員会において「金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するイニシャル・コイン・オフリング (ICO) トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」を企業会計基準委員会の新規テーマとすることを決定し、第 126 回実務対応専門委員会 (2019 年 12 月 24 日開催) 及び第 423 回企業会計基準委員会 (2019 年 12 月 26 日開催) より検討を開始している。
2. 本資料は、当該テーマについての今後の検討の進め方についてご意見を伺うことを目的としている。

これまでの審議と今後の検討の進め方

3. 第 126 回実務対応専門委員会 (2019 年 12 月 24 日開催) 及び第 423 回企業会計基準委員会 (2019 年 12 月 26 日開催) では、次の内容について審議を行った。
 - (1) 基準諮問会議から受けた提言の内容の理解
 - (2) 会計上の論点の概要
4. また、第 127 回実務対応専門委員会 (2020 年 3 月 23 日開催) では、金融商品取引法上の電子記録移転権利 (以下「電子記録移転権利」という。) の発行及び保有に関する会計処理について審議を行った。その際、プロジェクト全体の進め方について整理すべきであるとの意見が聞かれた (審議事項(2)-4 参照)。
5. 電子記録移転権利と資金決済法上の暗号資産 (以下「暗号資産」という。) とでは性格が異なること及びこれまでの審議において聞かれた意見を踏まえ、ASBJ 事務局において、次のとおり、各々の基準開発の必要性等を検討している。

(電子記録移転権利の発行及び保有に関する会計処理)

6. 電子記録移転権利の発行については、資金決済法等の一部改正法 (令和元年法律第 28

号) (以下「本法律」という。) が 2020 年 5 月 1 日に施行されることとなっており¹、金融機関を中心に新たな商品の開発が検討されている旨の報道が複数なされている等、今後本法律の施行に合わせ、取引が行われる可能性がある。そのため、本法律の施行から可能な限り早期に基準開発を行うことに一定のニーズがあるものと考えられる。

(暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有の会計処理)

7. いわゆる ICO による国際的な資金調達については、別紙 1 のとおり、2017 年から 2018 年中旬にかけて増加し、その後急減している。また、我が国においても、事務局が調べたところでは、2019 年以降、新たな ICO トークンの発行²は行われていない。
8. 一方、国際的な会計基準において、ICO トークンの発行及び保有の会計処理は確立されておらず、また、基準開発を行うにあたり難易度が高い論点が識別されている (暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る論点については別紙 2 参照)。

(今後の検討の進め方)

9. 前項までの内容を踏まえ、今後の検討の進め方については次のようにすることが考えられるかどうか。
 - (1) 新たな取引が行われる可能性がある電子記録移転権利の発行及び保有に関する会計処理について、可能な限り早期に会計基準を公表することを目標とする (現在、新型コロナウイルスの影響により公開草案の公表を絞っているが、本件は優先的に取り扱う必要があるものと考えられる。)

その際、今後、当該取引がどのように発展していくかは現時点では予測することが難しいため、当面必要と考えられる項目に関する会計上の取扱いのみを定めることとする。

なお、電子記録移転権利の発行及び保有に関する会計処理の具体的な検討の方向性については、審議事項(2)-3 で検討している。

- (2) 暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関する会計処理の検討については、第 7 項及び第 8 項に記載したとおり、基準開発を行うにあたり難易度が高い論点が識別されていることを踏まえると、以下のとおり進めることが考えられ

¹ 本法律は、2020 年 4 月 3 日に公布された「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」により、2020 年 5 月 1 日より施行されることとされた。

² 我が国の暗号資産交換業者が取り扱う我が国の企業が行った新たな ICO トークンの発行としては、2017 年 11 月にテックビューロ株式会社により行われた ICO の ICO トークンである CMS (コムサ)、及び 2017 年 11 月に QUOINE 株式会社により行われた ICO の ICO トークンである QASH (キャッシュ) がある。また、他に、上場企業の海外子会社が実施した例が少数見受けられる。

る。

- 電子記録移転権利の発行及び保有に係る会計処理に関する公開草案の公表を優先して取り組む。
- 暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関する会計処理については、会計基準の開発を進めることの必要性を確認する意味も含め、論点整理を公表する（公表時期は、新型コロナウイルスの影響も考慮する。）。
- 論点整理では会計上の論点の分析を示したうえで、当該論点の分析及び基準開発の必要性について、関係者からの意見を募集する。

ディスカッション・ポイント

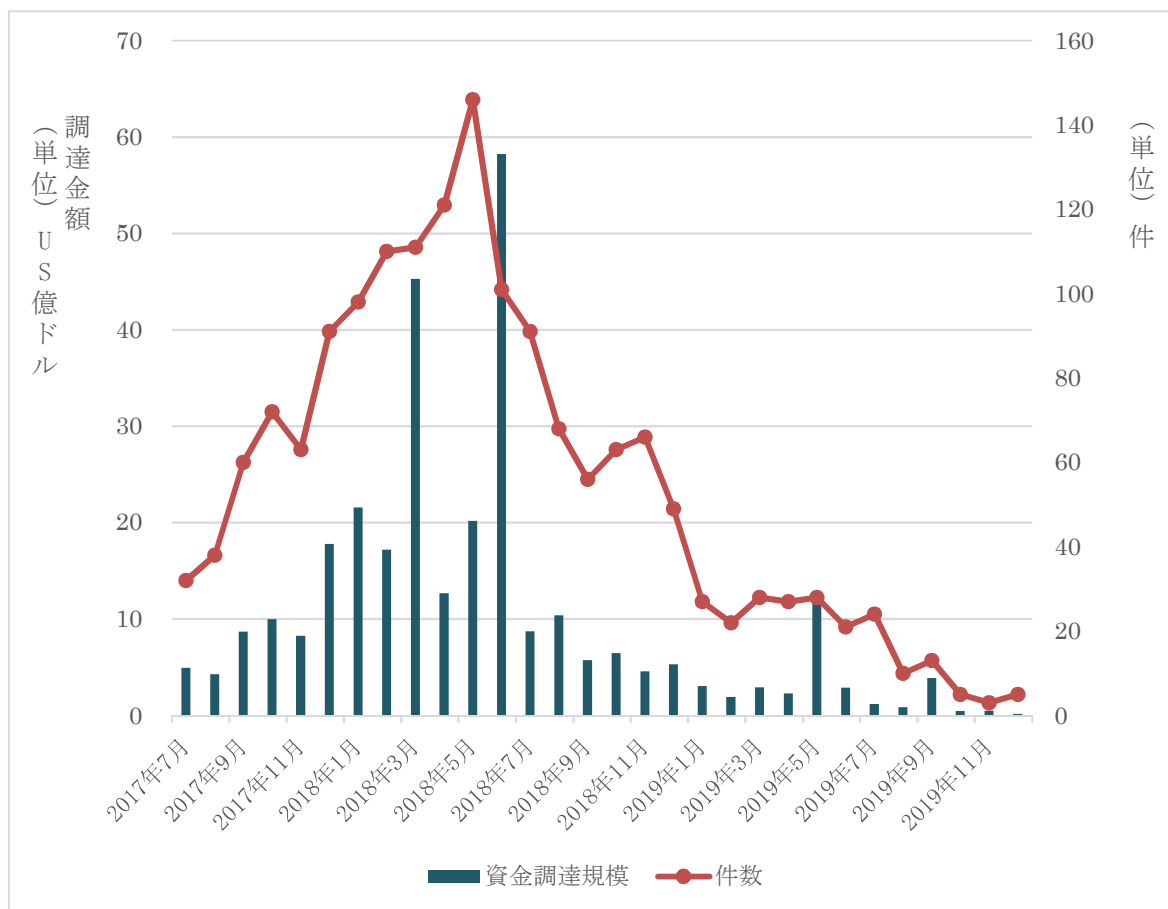
今後の検討の進め方についての事務局の考えについてご意見をお伺いしたい。

以 上

(別紙1)

いわゆる ICO の国際的な資金調達規模及び件数の月別推移

1. CoinSchedule 社が公表する有料データ³をもとに ASBJ 事務局において集計した結果、いわゆる ICO の国際的な資金調達規模及び件数の月別推移は次のグラフのとおりであり、2018 年中旬をピークとして資金調達規模及び件数のいずれも急減している。



以上

³ <https://www.coinschedule.com/stats>

(別紙2)

資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る論点

(発行に係る論点 (会計処理を行う単位、適用する会計基準、分割の方法等))

1. 資金決済法上の暗号資産の発行の会計処理を考える場合、まず、暗号資産を一つの単位として会計処理を行うのか、暗号資産に含まれる性質や入金する対価の性質ごとに会計処理を行うのが論点となる。
2. 仮に暗号資産に含まれる性質や入金する対価の性質ごとに会計処理を行う場合、当該性質ごとに異なる会計基準を適用する必要性が生ずる可能性がある。暗号資産に含まれる性質や入金する対価の性質としては、例えば、以下のようなものが考えられる。
 - (1) 将来的に財又はサービスを提供する権利が ICO トークンに付与されている場合
 - (2) ICO により受領した対価が特定の用途 (例：プラットフォームの構築) に利用することが想定されている場合
3. まず、将来的に財又はサービスを提供する権利が ICO トークンに付与されている場合には、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)との関係を整理する必要がある。収益認識会計基準との関係を整理するうえで、ICO に応募したものが顧客に該当するか、ICO トークンに付与された権利が、収益認識会計基準上の契約に該当するか (発行者から見た場合、法律上の義務に該当するか) 等を検討する必要がある。

なお、収益認識会計基準では等価交換を想定したうえで、取引価格により収益の額を測定することとしているが、ICO の場合には、必ずしも等価交換ではない可能性もあるため、引き渡した財又はサービスの時価による測定が可能であるか等も検討すべきと考えられる。

4. また、将来的に財又はサービスを提供する権利が ICO トークンに付与されている場合であって、収益認識会計基準の範囲とならないものについては、引当金の要件に該当するか否かも検討する必要があるものと考えられる。この場合においても、発行者から見た場合、法律上の義務に該当するか等について検討する必要がある。
5. さらに、ICO により受領した対価が特定の用途 (例：プラットフォームの構築) に利用することが想定されている場合、企業会計原則注解 24 「国庫補助金等によって取得した資産について」との関係も整理する必要があるものと考えられる。
6. 上記のとおり、ICO により受領した対価は、収益、引当金、工事負担金等、複数の性格を有する可能性があるため、受領した対価をこれらの要素に分割して配分する方法

の是非についても検討する必要があるものと考えられる。

この場合、各要素に配分した残額について利益として計上することが適切であるか否かの検討も行う必要があるものと考えられる。

7. 受領した対価として、資金決済法上の暗号資産を受領した場合、当該暗号資産をどのように認識、測定するかも論点となる。
8. なお、資金決済法上の暗号資産の発行についてどのように会計処理したかについて財務諸表の利用者が理解できるように、発行時及びその後の会計期間末において十分な開示がなされる必要があると考えられ、当該開示内容も論点になると考えられる。

(保有に係る論点)

9. 暗号資産の保有に係る会計処理は、まず実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告第 38 号」という。)でカバーされているか否かを検討することが考えられる。そのうえで、実務対応報告第 38 号と異なる会計処理を定める必要性について検討することが考えられる。
10. なお、自己(自己の関係会社を含む。)が発行した暗号資産を保有する場合、会計処理の対象とするか否かについても検討する必要があるものと考えられる(自己が発行した暗号資産については実務対応報告第 38 号の範囲から除かれており、新たに規定を設けるかどうか論点になると考えられる(実務対応報告第 38 号第 26 項)。

以 上